

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書

(被保険者通知用)

被保険者番号	確認(受理) 通知年月日	資格取得年月日	取得時 被保険者種類
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	3
			1又は9 一般 4又は5 高年齢 2又は3 短期 11高年齢(65歳以)
被保険者氏名	生年月日 (元号一年月日)		2 大正 3 昭和 4 平成
コヨウ タロウ	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
事業所名略称	転勤の年月日		
<input type="text"/>	<input type="text"/>		

雇用保険被保険者証

被保険者番号	生年月日 (元号一年月日)
<input type="text"/>	<input type="text"/>
被保険者氏名	2 大正 3 昭和 4 平成
コヨウ タロウ	<input type="text"/>

雇用保険特例受給資格者証

特

(第1面)

1. 支給番号	2. 氏名		
	コヨウ タロウ		
3. 被保険者番号	4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日
			7. 求職番号
8. 住所又は居所			
9. 支払方法(記号(口座)番号 - 金融機関名 - 支店名)			
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日	12. 離職理由	
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額	15. 給付制限	
16. 求職申込年月日	17. 認定予定月日	18. 受給期限年月日	
19. 基本手当日額	20. 所定給付日数	21. 通算被保険者期間	
	40		
22. 離職前事業所名			
23. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村)			

安定所連絡メッセージ1

安定所連絡メッセージ2

管轄公共職業安定所又は

管轄地方運輸局所在地

電話番号

交付 年 月 日

----- 折り曲げ線 -----

注 意 事 項

- 1 この証は、第1面に書かれている受給期限年月日までは大切に保管してください。もし、この証を滅失したり、損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けてください。なお、この証は、折り曲げ線以外では折り曲げないでください。
- 2 失業の認定、又は失業等給付を受けようとするときは、この証を特例受給資格者失業認定申告書その他関係書類に添えて管轄公共職業安定所又は管轄地方運輸局の長に提出してください。
支給日は、原則として、失業の認定日です。
- 3 あなたが口座振込特例受給資格者である場合、支給金額合計欄の金額を、あらかじめ指定された金融機関の預貯金口座に振込む手続きを、失業認定日に行いますので、その金融機関から支払を受けてください。この場合、その金融機関から支払を受けることができる日が、特例一時金の支給日となります。
- 4 定められた失業の認定日に来所しないときは、特例一時金の支給を受けることができなくなることがあります。
- 5 偽りその他不正の行為によって失業等給付を受けたり、又は受けようとしたときは、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。
- 6 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、失業の認定日に届書を提出してください。
- 7 失業等給付に関する処分又は上記5の返還若しくは納付を命ずる処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 北海道労働局 雇用保険審査官に対して審査請求をすることができます。
- 8 以上のほか、雇用保険について分からないことがあった場合には、公共職業安定所又は地方運輸局の窓口で御相談ください。

雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書

被 保 険 者 番 号	氏 名	
	コヨウ タロウ	
被 保 険 者 区 分	生 年 月 日	照 会 処 理 年 月 日
短 期		
事 業 所 番 号	資 格 取 得 年 月 日	離 職 年 月 日
事 業 所 の 名 称		

通 知 内 容	<p>貴殿については、上記のとおり照会のあった事業所において 雇用保険の被保険者資格の取得手続きが行われています。</p>
------------------	---

- 1 照会のあった事業所（現在働いている事業所等）において、照会者について雇用保険の被保険者資格の取得手続きが行われていない場合には、照会者が以前被保険者資格を有していた直前の事実について、上記に表示します。
- 2 雇用保険の被保険者資格取得に係る手続き等については、次のとおりとなっていますので、ご了承ください。
 - (1) 適用事業の事業主は、その雇用する労働者の被保険者資格の取得について、雇用保険被保険者資格取得届をその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長に提出しなければならないことになっています。
 - (2) (1)により、公共職業安定所長に雇用保険被保険者資格取得届の提出がなされた場合には、その内容を記した雇用保険被保険者証が、原則として事業主を通じて被保険者に交付されることになっていますので、事業主に照会を行うことで資格取得の届出の有無について確認が可能です。
 - (3) 被保険者又は被保険者であった者は、公共職業安定所長に対して、いつでも被保険者資格の取得の確認を請求することができます。